

平成23年度
実施事業

事務事業名	二次予防事業
-------	--------

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	2	高齢者福祉の確立
小分類	2	高齢者福祉の充実
主要な施策	1	介護予防、生活支援サービス機能の充実
事務事業番号	006	事業開始年度 平成 20 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 介護保険特別会計

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護G
-----	-------	-------	--------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	65歳以上の方のうち要介護状態になる恐れのある「二次予防事業対象者」を把握するとともに、通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業を実施することにより、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活を長く続けてもらうことを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	二次予防事業対象者を把握するとともに、介護予防のため、通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業等を実施した。 ・二次予防事業対象者把握事業：65歳以上の介護認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを実施し、要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者を把握。 ・通所型介護予防事業（かるやか教室）：二次予防事業対象者に、運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善・閉じこもり・認知症・うつ等の予防等あらゆる面から介護予防を図るため開催。一次予防事業と合同で市内3会場で実施。 23年度実績 回数：66回 実参加人数：48人 延べ人数：285人 ・訪問型介護予防事業：二次予防事業対象者に、保健師・理学療法士等が家庭訪問し、介護予防や健康づくりに関するアドバイスを実施。 23年度実績 実件数：2件 述べ件数：4件
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	・通所型介護予防事業の会場を市内6会場に増やし、より多くの方が参加できるようにする。 ・二次予防事業把握事業の実施方法・対象者を変更。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	介護保険法。地域支援事業実施要綱。

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

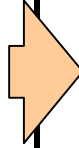
区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称 地域支援事業補助金	千円	2,258	1,936	2,011	2,393	2,776
道支出金	名称 地域支援事業補助金	千円	1,129	968	1,005	1,196	1,388
地方債	名称	千円					
その他	名称 社会保険診療基金・保険料	千円	4,517	3,872	4,023	4,787	5,552
一般財源	名称	千円	1,129	969	1,007	1,199	1,389
事業費 合計			9,033	7,745	8,046	9,575	11,105

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果指標	二次予防事業対象者数	人	目標値	289	295	305	317	329
			実績値	458	2,671			
	事業利用者の維持・改善率	%	目標値	70	70	70	70	70
			実績値	100	100			

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
・二次予防事業対象者把握事業 対象者：特定健康診査・後期高齢者健康診査等を受診した方のうち、65歳以上の介護認定を受けていない方 実施方法：健康診査受診時に、医療機関で実施	・二次予防事業対象者把握事業 地域支援事業改正に伴い実施方法を変更し、平成23年度は全件調査を実施。 対象者：65歳以上の介護認定を受けていない方 実施方法：郵送及び調査員訪問	



担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見	民間委託可能な事業ではあるが、現行事業内容での受け入れが可能な委託先がないため、介護保険法により実施が義務付けられている本事業は、今後も市が実施主体として実施していくことが妥当である。
	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である		
	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である		
	国、道、民間等の事業と重複・類似している		
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見	高齢化社会において、要介護状態になることを予防する本事業の必要性は高いと考える。
	市民アンケートの結果から必要性が高い		
	社会情勢、地域事情等から必要性が高い		
	市民の大部分が関連することから必要性が高い		
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見	最低限コストで実施しており、効率性は高いと考える。
	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い		
	多額の経費や労力を要するがやむを得ない		
	将来的に効率性を向上できる		
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見	事業を利用した方の身体状態は維持・改善しており、成果があがっていると考える。
	市民、団体等の声から成果を感じられる		
	目に見える形で成果があがっている		
	成果の把握は困難である		

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	介護保険法において、実施が義務付けされている事業であり、今後も高齢者が要介護状態にならないように支援していくためには必要な事業である。平成24年度より通所型介護予防事業の会場数を増やすが、会場毎の実施回数は月2回から月1回に減少するため、維持とした。
----	----------------------	---

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考
----	----